



よつ葉福祉社会

撮影 池田博



Pari Passou vol. 13 2024年4月15日発行

みんなの機会が平等で成熟した社会へ

Pari Passou

NPO法人よつ葉福祉社会 広報誌【パリパス】

● Feature

本人は頑張らなくていい!?

継続就労は合理的配慮がカギ!

Apr.2024
vol.

13

Contents

職員紹介 それぞれの働き方で、日々元気に業務に取り組む職員を紹介 — 4-5

福祉資源のイロハ 令和6年度 報酬改定について — 6

成年後見制度って ことばは聞いたことあるけど、どんな制度? — 6-7

●発行：NPO 法人 よつ葉福祉社会 〒649-7174 和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野 677-1 ☎0736-22-3271 <http://yotsuba-hukushikai.or.jp/>
●編集長：井端 郁人 ●制作：株式会社 Crop 〒640-8035 和歌山県和歌山市万町 4 ニューチャートビル 2F
●ご意見やお問い合わせは jimukyoku@yotsuba-hukushikai.or.jp へお寄せください

ケアスクールひと葉

介護人材育成により福祉向上に繋がることを目的に各種研修の講習会を実施しています。

離転職者等職業訓練の受講者を募集しています。申込期間は4月23日～5月14日です。訓練は、6月14日～9月13日までの期間でおこないます。内容は、介護の研修である初任者研修課程や障害のある方の外出時に支援できる同行援護従業者養成研修の一般過程講習を実施します。修了すれば2つの資格を取得すること

ができます。(受講料は無料です)

その他、視覚障害のある人が外出時の移動等をサポートする同行援護・一般課程

を4月13日(土)、14日(日)、17日(水)に、また同行援護・応用課程を5月19日(日)、22日(水)に実施します。

詳しくは、ケアスクールひと葉までお問い合わせください。 ☎ 0736 - 22 - 3281

よつ葉福祉社会からの
お知らせ

美熊野福祉社会と合同研修開催について

令和5年11月5日(日)、新宮市に拠点をもつ【社会福祉法人 美熊野福祉社会】さんと、合同研修を行いました。

2度目となる今回はよつ葉福祉社会の拠点であるかつらぎ町にお越しいただき、〈四邑公民館〉をお借りして開催しました。『希望に満ちた未来の実現計画』と題し、職員都合を排除した本人中心の個別支援計画作成の演習をしました。

障害のある人の「夢・希望・幸せ」はなんなのか、

夢が叶った時に「何を感じているのか」をゴールに設定し、夢の実現のために、まず「現在の状態」を把握したうえで「どんな取り組みが必要か」「どんな人が必要か」など、事例をもとにグループで考えました。

両法人の地域性や専門性の違いもあり、使える資源や職員の視点の違いから様々な意見交換ができ、とても有意義な時間となりました。

今後もよりよい支援のために、学びを深めていきたいと思います。



NAKASHOU GP THANKS FESTIVAL 参加について

令和5年12月2日(土)・3日(日)の2日間、とんぼ池公園(大阪府岸和田市)で中商グループ感謝祭〈UUUU(フォー・ユーフェス).FES.2023〉が行われました。法人のグループホームなどの建物の一部に、中商グループさんのご協力をいただき、事業を開始した後も交流させていただいています。



2度目のイベント参加となる今回は、フランクフルトの販売と、かつらぎ町で活躍する農家さんの協力のもとで

サツマイモの販売と焼き芋の出店を行いました。2日間に渡り参加し、焼き芋は大盛況。グループホームの利用者さんもしろんな物を食べたり、お祭りの雰囲気を味わったり、大満足の2日間でした。

このようなイベントへ参加をさせてもらうことで、利用者の方の余暇の充実や、社会との交流にも繋がるとても良い機会となりました。ご協力いただきました関係者の皆さま、本当にありがとうございました。



よつ葉 川柳

法人内で川柳を募集しました。とても法人のことが伝わる内容が揃いましたのでここに発表します。温かい目でご覧ください。

入浴後
洗濯物が
入れ替わる

リビングで
ほっと一息
ティータイム

チャンネルの
主導権は
だれのもの

送迎漏れ
気付きは夢で
一安心

素顔でも
メガネとマスクで
大丈夫

今日もまた
いいとこさがしを
がんばろう

利用者さん
今日も冴えてる
おやじギャグ

余暇活動
紙飛行機が
夢の中



本人は頑張らなくていい!?



継続就労は合理的配慮がカギ！

障害のある人が就職し、働き続けるためには様々な障壁があり、
平等な参加のためには工夫が必要です。その一つが「合理的配慮」です。
令和6年4月から民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます。
お互いがお互いのことを知る「相互理解」と、できることとできないことを一緒に考える「ほどほどの合理性」。
この2つを大切にした**よつ葉福祉会の就労に関する合理的配慮の実践例をご紹介します。**

事例① 合理的配慮の実践例
障害者支援施設

悠久の杜「橋本市」

就職した人 大西 一彰 さん
【担当作業】 施設の環境整備



本人の特性と作業の
マッチングを工夫し、長期継続へ



施設管理者
河合 馨 さん

◆雇用で気をつけたこと、工夫したこと
障害者雇用をする上で大切なのは働き続けられる環境を作ることだと考えます。どのような特性があるかを理解し、

希望する作業、収入額、障害や体力を考慮し、継続できるようマッチングに気を付けました。

◆雇用までの不安や気がかりだったこと
実習期間は企業側にとって本人を把握するためありがたい時間でした。困ったことは実習中に解決できました。

◆助かったこと

職員が利用者支援業務に専門職として集中できています。非対人業務である施設内の環境整備（窓ふきや洗車、冬は落ち葉の除去など）が大変でしたが、今は大西さんが担い、利用者や施設に還元してくれています。

◆本人の良いところ

「車が汚れているので洗車しましょうか」と自ら発信するなどよく気が利きます。私たちもその姿勢から学びを得られています。

◆周りの従業員の方の反応や変化

大西さんは挨拶がしっかりでき、特別積極的ではないけれど「次、何しましうか」「お昼行きます」など声をかけてくれます。挨拶や声かけが、本人と職

済みそうです。非常に戦力になっていきます。

◆本人の良いところ

休まず出勤してくれる点。また、頼んだ業務をしつかりこなし、分らないことは周囲に確認して自己判断しないこと。

大西さん
コメント

私は時間を意識すると慌てたり焦ったりするので、この仕事はマイペースででき、向いていると思います。作業内容は日によって違い、「次何をしようか」と自分で考えて取り組むものもあり、やりがいを感じています。職員さんたちはすれ違ったときに声をかけてくれます。それがうれしい瞬間です。

実習の2カ月間は大変でしたが、仕事内容は「自分に合っているな」「続けて働きたいな」と思いました。お給料をもらって趣味の車に使えることもモチベーションです。今のペースで定年退職まで続けて、趣味の車いじりを楽しみながら、仕事とプライベートの両立を目指していきたいです。



医療法人敬英会 事務長
胡麻 寿明 さん

やれることから始め、
事務を支える戦力に成長

◆雇用で気をつけたこと、工夫したこと

事務仕事で本人ができそうな業務と難しそうな業務に振り分け、できそうなことをしてもらいながら内容や量を整理しました。できることから始めれば良いと考えました。

◆雇用までの不安や気がかりだったこと

続けて出勤できるか心配でしたが、1カ月の実習も就職後も休まず来てくれて非常に助かっています。

◆助かったこと

人手不足で事務員が残業したり業務に追われたり大変だったのですが、業務を分散でき、事務員の負担を減らすことができました。フルタイムの人員を補充する予定でしたがAさんが来てくれて業務が回り、これ以上補充せずに

Aさん
コメント

周りの人たちが優しく、聞きたいことは自分から聞ける雰囲気、丁寧に教えてくれます。私は電話対応が苦手ですが、苦手なことは受け入れ、合った業務を選んでくれます。体調面も気にかけてくれたり、困った時も気軽に声をかけていいと言ってくださり安心しています。

就職前は初めての事務作業に自信がなく不安も大きかったですが1カ月の実習を休まずやり遂げ自信ができました。職種も自分に合っていると思うので、ここでがんばりたいと思いました。月日が経つにつれ不安がなくなり、集中して業務に取り組んでいます。フルタイム勤務まで少しずつ延ばし、将来は一人暮らししてみたいです。

まとめ

企業の文化や歴史、慣習などにより、福祉に対する成熟度も違いますし、企業それぞれの考え方や多くの価値観が存在します。まずは人と人、お互いがお互いを理解しようとする中で、皆が働きやすい職場環境になるのではないのでしょうか。



員がお互いを知る機会になっています。また、作業は早く引き受けてくれるので信頼が厚くなり、「この仕事を一緒にしたい」「大西さんにお手伝いできないか」と職員から言いに来ってくれることが増えています。一緒に仕事をする中で、自然と受け入れる雰囲気ができ、合理的配慮につながっているように感じます。



Interview!

Q 自動車部品製造業から、福祉へ転職したきっかけは何ですか？

A. 人と関わる仕事がしたいと思っていましたし、自動車は電氣化が進み時代が変わっていくかもしれないと。福祉業界はニーズがあるのではと少し安易な考えがありました。

Q よつ葉福祉会のケアスクールひと葉で、介護職員初任者研修を受講し、福祉業界へ入るきっかけとなりましたが、働き始めてどうでしたか？

A. 働いて、もし自分に合わなかったら違う仕事をしようと考えてもいましたが、実際は学ぶ機会がとて多くてすごく良かったです。法人内の研修や事業所内の勉強会、各専門委員会、地域の中学校へ出向いて行う「適応プログラム」など、今まで経験したことがないことをたくさん経験させていただいています。法人内の研修では、ファシリテーターを担当したこともありましたが、何のことだかさっぱりわからず焦りました。前職は物づくりなので、まったくそのような機会もなかったですが、もっと知りたい、できるようになりたいと思うようになりました。ただ、人前で話すことがあまり得意な方ではないので、少しずつ慣れていきたいと思っています。

Q 利用者さんと関わり、支援をすることについてどう感じていますか？

A. よつ葉福祉会で働くようになり、1年3カ月経ちます。今までは障害者に対して、怖いというイメージを持っていたのは事実です。生活介護の生活支援員や就労継続支援B型の職業指導員をさせてもらいましたが、とても楽しく仕事をさせてもらっています。利用者さんとは、作業や活動を通して色々な様子を見ることができ、特に就労支援をする中では、本人に関わる関係機関や制度など、今まで知らなかったことがたくさんありました。一人の利用者の支援をする中で学ぶべきことがあり、自分も成長できることでやりがいを感じています。これからも利用者さんとの関わりから、学びを深めていきたいと思います。



職員紹介

それぞれの働き方で、日々元気に業務に取り組む職員を紹介!!



谷浦 敏行 さん
所属…らぼとび
生活介護〔生活支援員〕
・奥さんと息子さんの3人暮らし
・前職は自動車部品製造の会社で20年勤務していた

園部 徳治 さん
所属…らぼとび
就労継続支援B型〔職業指導員〕
・奥さんと愛犬1匹（愛犬はプードル）
・前職は某自動車会社に定年まで勤める



Interview!

Q なぜ福祉業界へ？

A. まったく違う業種で働けたらと考えていて、高齢者の方の介護ができればと何となく思っていたんですが、妻が高齢者施設で長く働いていて、年齢的なことや腰が悪いので難しいのではと言われたので断念しました。

Q 定年退職してすぐに仕事に就いているが？

A. 定年退職を機にしばらくはゆっくりしようと宣言したんですが……。1ヶ月で就職活動を始めてしまいました。理由は、最初はジムに通ったりもしたんですが1日ずっと過ごせることもなく、家に居てもすることがない……。こんなことをしていたらあかんと思って動き出しました。

Q よつ葉福祉会が障害福祉の事業所であると分かったの応募だったと思いますが、障害者ということに戸惑いはなかったですか？

A. 「障害者」であるということを考えないようにしました。一人一人違って、その人の「特性」といわれるものはあると思いました。それは徐々に理解していこうと思いました。

話かけても返事がない方でも、自分から積極的に話し掛けるようにすると段々慣れてきて、利用者の方から話し掛けてくれるようになり、所内作業や施設外の清掃作業も一緒に行っています。

Q 支援するなかで困ったことはないですか？

A. 施設外の作業に行っている時、利用者さんが帰ると言い出したことがありました。

実際にそのときは帰ることはなかったんですが、そのあと自分からどうしたら良かったのか相談しました。上司から適切なアドバイスを受けることができて、

なぜ利用者さんが帰りたと言ったのかの理解が深まりました。「困ったことは相談する。間違ったことはあやまる。そして切り替えをする」それは、前職の時も同じです。

会議などを活用して、疑問に思ったことやうまくいかなかったことを自分から発信すると、他の人も同じように感じていることがあります。それを共有していくことが大切だと思います。



（さいごに…）

前職も同じでしたが、法人の進むべき道筋がはっきりと示されて

いるので、自分たちのやるべきことや判断基準になり、働く上ですごくありがたいと思っています。

この仕事に就いてわかったことは、漠然とですが本当に大変な仕事だということです。障害福祉がもっとよくなるように、微力ですが力になればと思います。

成年後見制度って ことばは聞いたことあるけど、どんな制度？

成年後見制度とは

認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が十分でない人（本人）の権利を守るため、人や機関が支援する制度です。権利や利益を擁護するもので、本人の意思の尊重、自己決定の尊重、ノーマライゼーションに配慮し、現代的な理念と本人保護の理念との調和を図ることを目指す制度です。判断能力の衰えた方が様々な行為を行うには他者の援助が必要となるため、現在の成年後見制度が施行されました。

※身体の障害で生活に支障が生じたとしても、それだけを理由に成年後見制度を利用することはできません。御注意ください。

本人を支える事例

- 1 預貯金や障害年金等の財産を管理し、使い方を本人と一緒に考える。本人の資産や負債、収入や支出を把握し、管理する。**
 - 預貯金通帳・有価証券等の管理
 - 収入（年金・給与・工賃等）、支出（公共料金・税金等）の管理
 - 不動産の売買契約や賃貸借契約 ● 遺産分割の手続
- 2 本人にとって不利益な契約を取り消す。**
 - 取消権の行使（訪問販売や通信販売等で本人に不利益となるような不要な契約の取消し）

成年後見制度のポイント

- 1 一生涯に添う形で支援者を決定します。**
- 2 お金の管理だけでなく、医療や福祉サービス、今後の生活の場所なども本人の立場に立ち、本人の利益だけを考えて活動してもらえます。**
- 3 家庭裁判所のバックアップと責任のもと、信用のある人を後見人として選び、監督します。**
- 4 成年後見制度が支えるのは、本人の生活と人生です。**
- 5 家庭裁判所の判断により、成年後見人等が本人の財産から一定の報酬をもらう場合があります。**

- 2 福祉・医療等の手続き・申請・契約など一人で困難なことを一緒に考え、本人が対応できない部分は支援し、難しい場合は代行する。**
 - 住居の確保に関する契約 ● 入退院の手続き、医療費の支払
 - 施設の入退所契約 ● 福祉サービスの利用手続、契約、見守り

■後見人の仕事に含まれないこと

- 葬祭・埋葬・相続手続 ● 入院・入所の際の身元引受人、身元保証人
- 手術や延命治療、臓器提供についての同意
- 遺言・養子縁組・子の認知等本人の意思が必要な行為
- 買い物や食事の支度などの家事や身体介護等の事実行為

成年後見制度になじむ事例・なじまない事例

— 当事者から相談を受ける場合に備えて —

「親亡き後」問題への対応は…

【回答】
将来成年後見制度を利用することが考えられます。家族依存にならないよう、支援の輪を広げておくことが大切です。親御さんと弁護士等の専門家と「複数」で後見人をしてはいかがでしょうか。

【相談】
私は18歳の知的障害のある子の母です。私が亡くなってしまった後、この子が健康的な生活をしていけるか心配です。今からできることはありますか。

【アドバイス】
① 後見制度を利用するためには、成年後見人も報告書を提出する等の手間がかかります。弁護士等に作成してもらうこともできますが、こだわりのあるお子さんの場合、弁護士だからといって信頼関係を急に築くことはできません。親御さんが元氣な間に手を借りながら信頼関係を築くことができれば、よりよい支援ができるように思います。
② 後見制度を利用しないという選択肢も考えられますが、いつかはお子さんの支援者がが必要です。支援の輪（相談支援事業所に今後のことを相談するなど）を広げておくことも良いかもしれません。

福祉資源のイロハ

知っておきたい
新しい福祉の法律や資源について、
わかりやすくお伝えします。

報酬改定について

令和6年4月に、労働の担い手不足、昨今の物価上昇など、障害福祉を取り巻く環境に合わせ、事業の報酬体系や指定基準などを見直す報酬改定が行われます。

見直しのポイント3つ

今回の見直しのポイントは大きく3つあります。

Point 1

本人が希望する生活の実現

- 入所施設や病院から、グループホームや一人暮らしに向けたサポート
- 相談支援においては、本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するための意思決定支援
- 本人がサービス担当者会議や個別支援会議に参加
- 医療的ケア児者や精神障害者の支援体制の充実

Point 2

本人へのきめ細かな対応

- 身近な地域でこどもの発達支援を充実する
- 放課後等デイサービスなどにおいて、こどもの特性に配慮した質の高い発達支援の提供
- 障害の有無にかかわらず、こどもが安心して暮らし育つ環境の整備
- 本人の就労ニーズや能力・適性、就労に必要な支援や配慮を整理し、適切な就労につなげるための新しい障害福祉サービス「就労選択支援^{※1}」の創設

Point 3

持続可能で質の高い障害福祉サービスのための報酬等の見直し

- 虐待の防止と身体拘束の適正化、同性介助を基本とすること
- 障害福祉サービス等の持続可能性を確保するために、長期的な報酬体系の検討
- サービス内容透明性の向上、質に応じた評価

今回改定されるポイントや概要をお示ししましたが、地域によっては不足するサービスや存在しないサービスもあります。今回の報酬改定の内容は、事業者の選択によるものが多く、このような支援や体制が短期間で構築されるとは限りません。利用者や家族の皆様、私たち事業所にとっても不十分な報

酬改定ではありますが、定められた法律の中でローカルルールなどの工夫によって変更できることには改善を要求し、少しでも利用者や家族の皆様と職員の暮らしがより良いものになるよう、経営理念を基に法人活動を継続していきます。

※1 新たに創設されるサービスですが、サービス提供が開始されるのは令和7年10月の予定です。

周りの支援者の見守りだけで生活できるが…

【相談】

知的障害のある50代の方が、生活保護受給で一人暮らしをしています。金銭的な感覚がないようで時間を持て余し、ブラブラしてお金を使ってしまうようです。成年後見制度の利用対象ですか。

【回答】

今は成年後見制度の申立ては必要はないと思いますが、以下の4つの対応が考えられます。

- ① 日中の居場所支援**
療育手帳の取得や障害支援区分の申請を行い、日中、障害福祉サービスを受けられるように支援し、平日の月曜日から金曜日まで事業所に通う。
- ② 通所事業所での見守り支援**
生活の様子は、事業所の支援員が日常的に見守りを行う。

成年後見人に選ばれる専門家【例】

- 所有不動産を管理する：司法書士 ● 多額の預貯金を管理：司法書士、税理士
- 本人と親族、または親族間で深刻な対立がある：弁護士 ● 本人のために裁判等の法的手続をしなければならない：弁護士
- 病気や身体障害、知的障害があり、身上面で専門的配慮が必要：社会福祉士 ● 精神障害があり、身上面で専門的配慮が必要：精神保健福祉士、社会福祉士